

昭和館運営有識者会議開催要綱

（目 的）

第1 昭和館（以下「館」という。）の運営について、幅広い視野からの意見を
得ながら、公正かつ中立的な運営を確保するため、厚生労働省社会・援護局に
おいて昭和館運営有識者会議（以下「運営有識者会議」という。）を開催する。

（運営有識者会議の職務）

第2 運営有識者会議は、厚生労働省社会・援護局長（以下「局長」という。）
に対し、館の運営に関する次の事項について、意見を述べる。

- （1）館の運営に関する重要事項に関すること。
- （2）館の事業計画等に関すること。
- （3）その他、局長が必要と認めた事項に関すること。

（運営有識者会議の委員）

第3 運営有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、局長が学識経験者の
なかから委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

（運 営）

第4 局長は、第2に掲記した事項につき運営有識者会議の意見を聴くため、当
該委員会を召集するものとする。

- 2 座長は、委員のなかから互選する。
- 3 座長は、必要に応じて副座長を任命することができる。副座長は、座長を補
佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶 務）

第5 運営有識者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局援護企画課において処
理する。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他その運営に必
要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

昭和館運営有識者会議委員名簿

(座長)

は た の
波 多 野

すみ お
澄 雄

国立公文書館アジア歴史資料センター長

(以下、五十音順)

え だ
江 田

はじめ
肇

一般財団法人日本遺族会常務理事、埼玉県遺族連合会会長

か とう
加 藤

きよ ふみ
聖 文

国文学研究資料館准教授

こう づ
神 津

か ん な
カンナ

作家・エッセイスト

すず き
鈴 木

じゅん
淳

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授

ふじ た
藤 田

たく じ
琢 治

目黒区立第九中学校教諭

ます だ
増 田

ひろし
弘

立正大学名誉教授

まつ い
松 井

かおる

元江戸東京博物館学芸員